

写真撮影の留意点

被災者が各種被災者支援を受けるためには、罹災証明書等の交付を受ける必要があります。

その前提として市職員が住家等の被害認定調査を行います。その前に建物の除去をしてしまうと調査が困難となるため、可能な限り被害状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくようお願いいたします。

- 被害箇所は漏れなく撮影するよう留意してください。
- 被害が客観的に良くわかるよう、下記の手順を参考に各部位の撮影を実施してください。

- ① 建物の全景写真は可能な限り周囲4面を撮影(4枚)
- ② 建物の傾斜角を撮影する場合、建物4隅の測定結果を撮影(4枚)
※スマートフォンアプリ等を利用し、傾斜角が分かるように撮影してください。
- ③ 室内を撮影する場合、被災した部屋ごとの全景写真を撮影(複数枚)
- ④ 被害箇所の面積割合が分かるよう、被害箇所も含む見切り範囲を撮影(複数枚)
- ⑤ 被害程度が分かるよう、被害箇所のクローズアップ写真を撮影(複数枚)
- ⑥ 浸水被害等がある場合、メジャー等をあてて全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景を撮影(2枚)
- ⑦ 水害における外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していると判断した場合には、その内容が分かる写真も別途撮影(2枚)

※枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になっても構いません。

- ◎ 指さし確認による撮影も、後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。
- ◎ 室外で撮影する場合、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
- ◎ 室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
- ◎ カメラの日時設定は正確にしておき、写真に撮影日時の記録を残しておくといいです。